平成２８年（フ）第４３２６号
大阪市大正区泉尾１丁目８番３号
債務者　木山　　浩
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３８０号
大阪市福島区福島４丁目５番９号
債務者　塩田　博道
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３９１号
大阪府高槻市富田町１丁目29番４―403号
債務者　西田ゆかり
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６７３号
大阪市住之江区南港東１丁目７番３―103号
債務者　豊田　政明
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７１９号
大阪府寝屋川市国松町１番23号、前住所大阪府寝屋川市緑町14番15号
債務者　庄田　史郎
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７９１号
大阪府寝屋川市池田１丁目11番９号（102号）
債務者　鹿山　紀子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８００号
大阪府豊中市豊南町南３丁目５番１―305号
債務者　川路　晴彦
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８１６号
大阪市平野区喜連西６丁目２番33―410号
債務者　古田　民代
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８３３号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　堀　　秀希
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７１号
大阪市城東区野江２丁目18番13号メゾンバイタルＡ207
債務者　石田　朝子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９９２号
大阪府豊中市曽根南町２丁目７番17号
債務者　胎中　敬子（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９９９号
大阪市西成区千本南１丁目15番11号パルミエール岸里４Ａ、前住所大阪市西成区千本中１丁目10番25号
債務者　保坂　幸司
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０号
和歌山県田辺市高雄１丁目14番５号、前住所愛知県弥富市子宝６丁目30番地　サンシャインコート　101
債務者　岡田　天志
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１６０３号
名古屋市南区砂口町142番地　レオパレスエスポアール砂口106号
債務者　村上美穂子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６３号
島根県出雲市斐川町美南564番地
債務者　高田　徳典
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１９１号
岡山県倉敷市美和２丁目１番２号　榊原マンション405
債務者　福尾　和行
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
岡山県倉敷市中島878番地７　シャルマンジャンⅡ102
債務者　谷本　遼介
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係